

2020年3月9日内務省行動指針（概要）

ルチアーナ・ラモルジェーゼ内務相は「(新型コロナウイルス感染) 抑止強化地域」でのコントロール実施のため、中央政府地方代表（プレフェット）に対する行動方針を発表した。

行動方針

1) (略)

2) 「抑止強化地域」への出入り、又はその内部における人の移動の制限に関するコントロールのための具体的指示

a) 移動は、自己宣誓書を通じて証明される業務上の必要性、必要がある状況、健康上の理由がある場合のみ認められる。自己宣誓は警察機関が用意する書式にその場で記入することでも可能。例外を認めない絶対的な（移動の）禁止は、隔離措置下にある者、あるいはウイルス陽性の者が対象となる。

b) 移動制限の遵守についてのコントロールは、交通網及び輸送システムにおける大規模インフラに沿って実施される。高速道路網と幹線道路でのコントロールは、交通警察が前述の自己宣誓書を査収しつつ遂行する。同様のコントロールは、一般道では、カラビニエリと市警察が行う。

c) 鉄道網に関しては、鉄道警察が、国鉄、保健当局、防災庁の人員と協力しつつ、駅構内へ出入りする乗客に対し、サーモスキャンも利用しながら健康状態を素早く確認できるよう乗客を誘導する。さらに、旅客の自己宣誓書を査収することによりコントロールも行う。

d) 「抑止強化地域」内の空港においては、出発客に対して航空券の所持以外に、前述の自己宣誓書についてもコントロールが行われる。上記地域内への到着便の機内でも同様のコントロールを行う。乗り継ぎ客はコントロールの対象外となる。

e) シェンゲン域内とシェンゲン域外への航空便の出発について、制限地域内に居住するまたは住所を有する者に限って、自己宣誓書が要求される。シェンゲン域内とシェンゲン域外からの航空便の到着について、乗客は入国時に旅行目的を明らかにする必要がある。

f) 同様に、ベネチアでは、クルーズ船の乗客についても、同様のコントロールが行われる。乗客は、市内訪問のために下船することはできないが、居住地ないし出身国へ戻るための通過のみができる。

3) 自己宣誓書の真偽は、事後的にも確認されることがある。

4) 移動制限に違反する者への罰則は、違反行為がより重大な罪を構成する場合を除き、2020年3月8日首相令に示された通り（刑法650条：当局の措置の不遵守）。

これに関して、一般市民にできる限り正確且つ網羅的な情報提供を行うため、コントロールに従事する者は、その対象者に対し、単なる過失であっても、首相令規定に沿わない行動が刑法上もたらす最も重大な結果、すなわち犯罪の容疑に問われうることについても情報を与えることとする。